

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第28号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和47年香川県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(廃棄物再生事業者の登録)</p> <p>第7条 政令第17条第1項の申請書の様式は、第6号様式のとおりとする。</p> <p>第8条 政令第19条の登録証明書の様式は、第7号様式のとおりとする。</p> <p>(登録廃棄物再生事業者の届出)</p> <p>第9条 政令第20条の規定による届出は、登録廃棄物再生事業者登録事項変更届出書（第8号様式）により行わなければならない。</p> <p>第10条 政令第21条の規定による届出は、登録廃棄物再生事業者の事業場の廃止（休止・再開）届出書（第9号様式）により行わなければならない。</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第11条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類（省令第4条の17、第8条の4の5、第8条の4の6、第8条の17の2、第8条の17の3、第8条の27、第8条の29、第8条の36、第8条の38、第12条の7の15、第12条の14、第12条の28、第12条の35、第12条の38及び第12条の39に規定する書類を除く。）は、第1号及び第2号に掲げる書類にあっては当該各号に掲げる機関を経由し、第3号から第6号までに掲げる書類にあっては当該各号に掲げる機関に提出しなければならない。</p> <p>(1) 政令第5条の2に規定する一般廃棄物処理施設に係る法第8条第2項並びに省令第4条の4、第5条の3、第5条の5の5、第5条の5の10及び第5条の5の11に規定する書類並びに政令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設に係る法第15条第2項並びに省令第12条の4、第12条の9、第12条の11の5及び第12条の11の11に規定する書類 施設の所</p>	<p>(廃棄物再生事業者の登録)</p> <p>第7条 政令第15条第1項の申請書の様式は、第6号様式のとおりとする。</p> <p>第8条 政令第17条の登録証明書の様式は、第7号様式のとおりとする。</p> <p>(登録廃棄物再生事業者の届出)</p> <p>第9条 政令第18条の規定による届出は、登録廃棄物再生事業者登録事項変更届出書（第8号様式）により行わなければならない。</p> <p>第10条 政令第19条の規定による届出は、登録廃棄物再生事業者の事業場の廃止（休止・再開）届出書（第9号様式）により行わなければならない。</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第11条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類（省令第8条の36、第12条の14及び第12条の28に規定する書類を除く。）は、第1号及び第2号に掲げる書類にあっては当該各号に掲げる機関を経由し、第3号から第6号までに掲げる書類にあっては当該各号に掲げる機関に提出しなければならない。</p> <p>(1) 政令第5条の2に規定する一般廃棄物処理施設に係る法第8条第2項並びに省令第4条の4及び第5条の3に規定する書類並びに政令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設に係る法第15条第2項並びに省令第12条の4及び第12条の9に規定する書類 施設の所在地を所管する保健福祉事務所又は香川県小豆総合事務所の長（以下「所長」という。）</p>

在地を所管する保健福祉事務所又は香川県小豆総合事務所の長（以下「所長」という。）

(2) 政令第17条に規定する書類並びに第2条第1項及び第2項、第3条第1項及び第2項、第4条、第6条、第9条及び前条に規定する書類
事業場の所在地を所管する所長

(3)・(4) 略

(5) 省令第8条の2の4から第8条の2の7まで、第8条の13の5及び第8条の13の6に規定する書類 保管の場所の所在地を所管する所長

(6) 略

2 略

(2) 政令第15条に規定する書類並びに第9条及び前条に規定する書類
事業場の所在地を所管する所長

(3)・(4) 略

(5) 省令第8条の27、第8条の29及び第8条の38に規定する書類並びに第2条第1項及び第2項、第3条第1項及び第2項、第4条並びに第6条に規定する書類 事業場の所在地を所管する所長

(6) 略

2 略

第6号様式（第7条関係）

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

廃棄物再生事業者登録申請書

年 月 日

香川県知事 殿
申請者
住所
氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名) ㊦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定による廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

事務所の所在地	
事業場の所在地	
廃棄物の再生に係る事業の内容	
事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要	
廃棄物再生事業者の経理的基礎に関する資料	

注1 事業場の図面及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第16条の3各号に掲げる書類を添付してください。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第6号様式（第7条関係）

廃棄物再生事業者登録申請書

年 月 日

香川県知事 殿
申請者
住所
氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名) ㊦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定による廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

事務所の所在地	
事業場の所在地	
廃棄物の再生に係る事業の内容	
事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要	
廃棄物再生事業者の経理的基礎に関する資料	

注1 事業場の図面及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第16条の3各号に掲げる書類を添付してください。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第8号様式（第9条関係）

登録廃棄物再生事業者登録事項変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿
届出者
住所
氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名) ㊤

登録廃棄物再生事業者の登録に係る事項について変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

登録年月日	年 月 日		
登録番号	第 号		
変更の内容	変更事項	変更前	変更後
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		
	事務所及び事業場の所在地		
	廃棄物の再生に係る事業の内容		
	事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要		
変更年月日	年 月 日		
変更理由			

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第8号様式（第9条関係）

登録廃棄物再生事業者登録事項変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿
届出者
住所
氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名) ㊤

登録廃棄物再生事業者の登録に係る事項について変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

登録年月日	年 月 日		
登録番号	第 号		
変更の内容	変更事項	変更前	変更後
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		
	事務所及び事業場の所在地		
	廃棄物の再生に係る事業の内容		
	事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要		
変更年月日	年 月 日		
変更理由			

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第9号様式（第10条関係）

登録廃棄物再生事業者の事業場の廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

香川県知事

殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名）

㊟

廃棄物再生事業者の登録を受けた事業場を廃止（休止・再開）したので、廃棄物の
処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
廃止（休止・再開）の理由	
廃止（休止・再開）の年月日	年 月 日
休止の場合における再開の予 定年月日	年 月 日

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第9号様式（第10条関係）

登録廃棄物再生事業者の事業場の廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

香川県知事

殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名）

㊟

廃棄物再生事業者の登録を受けた事業場を廃止（休止・再開）したので、廃棄物の
処理及び清掃に関する法律施行令第19条の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
廃止（休止・再開）の理由	
廃止（休止・再開）の年月日	年 月 日
休止の場合における再開の予 定年月日	年 月 日

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第6号様式、第8号様式及び第9号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。